

○モニタリング及びプログラムレビューの実施に関する要項

〔 令和2年5月19日
教育担当副学長決定 〕

(趣旨)

第1条 この決定は、筑波大学の教育の質保証及び質向上のために行うモニタリング及びプログラムレビューの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学位プログラム等 学士課程の学類、体育専門学群、芸術専門学群及び学位プログラム並びに大学院の学位プログラム及び専攻をいう。
- (2) モニタリング 学位プログラム等が実施する毎年度の自己点検をいう。
- (3) プログラムレビュー 教学マネジメント室及び学位プログラム等が実施する学位プログラム等の総合的な点検及び評価をいう。

(目的)

第3条 モニタリング及びプログラムレビューは、学位プログラム等の主体的な質保証及び質向上に向けた取組状況を可視化するとともに、学位プログラム等の自律的なPDCAサイクルの確立を支援することにより、教育の継続的な改善に資することを目的とする。

(モニタリングの実施方法)

第4条 モニタリングの実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 学位プログラム等の長は、毎年度、別に定める様式を別に定める期日までに、教学マネジメント室の室長（以下「教学マネジメント室長」という。）に提出するものとする。
- (2) 教学マネジメント室は、毎年度、前号の様式により学位プログラム等における前年度の教学マネジメントに関する取組状況を確認し、当該学位プログラム等の取組状況を総括する報告書を作成するものとする。
- (3) 教学マネジメント室長は、毎年度、学位プログラム等並びに関係する学群、学術院、研究群及びグローバル教育院の長に対して前号の報告書を送付するとともに、教育を担当する副学長（以下「教育担当副学長」という。）へ報告するものとする。
- (4) 教育担当副学長は、前号の報告を受けて、学長へ報告するものとする。

(プログラムレビューの実施方法)

第5条 プログラムレビューの実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 教学マネジメント室長は、大学機関別認証評価の受審予定時期を踏まえてプログラムレビューの実施計画を作成するとともに、毎年度、対象とする学位プログラム等の長に対してプログラムレビューの実施に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 学位プログラム等の長は、前号の通知に基づき、指定の期日までに指定の書類を教学マネジメント室長に提出するものとする。
- (3) 教学マネジメント室は、学位プログラム等の教学マネジメントに関する取組状況及び当該取組状況の根拠となる資料を検証するとともに、学位プログラム等の長等との対話を行ったうえで、学位プログラム等の状況を総合的に点検及び評価するものとする。
- (4) 教学マネジメント室長は、前号の点検及び評価の結果を総括する報告書を作成するものとする。
- (5) 教学マネジメント室長は、毎年度、前号の報告書を対象とする学位プログラム等並びに関係する学群、学術院、研究群及びグローバル教育院の長に対して送付するとともに、教育担当副学長へ報告するものとする。
- (6) 教育担当副学長は、前号の報告を受けて、学長へ報告するものとする。

(プログラムレビュー委員会)

第6条 教学マネジメント室は、前条第3号の点検及び評価並びに対話を実施するため、プログラムレビュー委員会を置くことができる。

2 プログラムレビュー委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(実施結果の活用)

第7条 教育担当副学長及び教学マネジメント室長は、モニタリング及びプログラムレビューの結果を、学位プログラム等の教育改善の支援及び教育に係る将来計画の立案に活用するものとする。

2 学位プログラム等の長は、プログラムレビューが実施された後、自らの教育改善のために当該プログラムレビューの結果を踏まえた改善計画を策定し、教学マネジメント室長に報告するとともに、次のプログラムレビューが実施されるまでの間、毎年度のモニタリングにおいて当該改善計画の進捗状況を教学マネジメント室長に報告するものとする。

(事務)

第8条 モニタリング及びプログラムレビューの実施に関する事務は、関係する部課室の協力を得て、教育推進部教育機構支援課において行う。

(雑則)

第9条 この決定に定めるもののほか、モニタリング及びプログラムレビューの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この決定は、令和2年5月19日から実施する。ただし、大学院の学位プログラム及び専攻については、令和3年3月31日までの間、この決定の規定は適用しない。